

平成26年7月24日
役員会議決

改正 平成30年3月29日

役員会の議事の手続き等に関する申合せ

東京大学基本組織規則第7条第3項に基づき、役員会の議事の手続き等については、以下のとおり取り扱う。

1 構成等

- (1) 役員会は、本学の総長及び理事をもって構成する。
- (2) 総長が必要と認めたときは、役員会に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

2 会議の運営

役員会は、総長が主宰し、あらかじめ総長が指名した理事（以下「担当理事」という。）が会議の進行を務める。

3 会議の招集・定足数・議決

- (1) 総長は、役員会の会議を定期的に招集するほか、必要と認めたとき臨時に招集する。
- (2) 会議は、構成員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、総長の決するところによる。
- (3) 危機事象への対応など緊急性が高く、かつ、会議の招集が困難であると総長が判断する場合、書面審議により、構成員の過半数をもって議事を決することができる。

4 議事録

担当理事は、役員会の会議の議事録（前項（3）の書面審議によるものを含む。）を作成し、その原案を次回の会議に提出し、承認を得るものとする。

5 庶務

役員会に関する庶務は、本部経営戦略課において処理する。